



五洲大藥房

法
心
錄



9
4107



門 〇〇
號 4167
卷



間あふあふとさうさうと事死なるとさうさう
けふいと後有籍を伴ふとの記せらるるを
おとれ知らぬ本上におよぶたがひの
書籍を捜素と書きたる子孫の志の
えんとさうさうなり例のことまうとせん
しつは時日を延びて忘る後事も後事も
まのなれは先き口よりを忘るて音
言をわづつけて是を子孫に傳ふるもの

陸奥氏曰義書

57/77

なまぢんとあま作あとも阿光家
外にお坊へうらま事減市一物記也

大政丁亥十月八日 樂公羽

東照宮上意三日申船と唐船戦ふに
有るに籍を失らま不心成ハ特利有る
散事極云一八千田之田地ノ籍多是者時
是錢を極き為ノ逸物之籍を千石取て
も籍返下子有まは籍を散事不付
籍返上子有まは籍を極ノ肉をあて
りい而を定めて氣と風との習を考へ息
合調子を以て合まら時ハ一居して籍控

事象ひあるも何れ逸物之齋心別あり
とても籍を一分しての控事ありて之唐
船と日本船とい籍と齋心との如く日本船
何れ心別ありとても信行籍事不可
兼る覚悟之可入也

智徳編中若長言行録を引て載之
同上意より三別之旨たる時より進歩し用心
廿一之圖八列之旨たる時より東海東山陸

三途之治乳を考へて今又日本とて
ありてハ諸公之治乳を考へて子細に
吳園乳より日本治りたりとても油頭
まゝの時と東山義政之案と湯大内義隆の
學向今川氏真の款道と今ハ諸公も
治平なるは日本之政道進歩し若長も
乳より時子と其時より高つて能武將を撰
九列之旨吳公を押しきたりて一取より若

神功皇后吳王を退治之後飛龍王を武
内大臣を為す並に吳王を押しよせりや
吳王之王孫權日本を黄んと教万の人数を
あはれ給ふ神功皇后三韓退治之報子
武内大臣九列より居改道之明白言大志
こと残少く讃曰改道以白言大志日本之兵と
幾ふとも勝利ありん軍勢病よあり
一とて吳王之兵船中を帆に候武内

飛龍王有一石之云其後人皇八十一代
名小院之内今文永年中源義隆將軍七
代目惟康執事時家代子忠家古園小秋
起りて中華を治えと号日本を征んと
度々書翰を使者を立りて大日本より
不請是子依り日本武勇誠ん名子兵船
子被渡一九列之内を乳婦とれ其由
一と一戦もあらず子一石平候

之船多事子海帆而日本之武成時一
是也之人建治四年蒙古名船六万艘渡
平戸不務山に居るは船の六月日大風
吹て蒙古之船は海中に吹流するを
八方に散らるは船の蒙古名船を居る
文永之子艘之船を子痛く阿久建治之
名船は後海軍の事と名之は船の
阿久家と名時良將を撰九列の船

子痛く阿久より万里之海上一帆より来る
油取するはとあるは是れは船の
子細志身 各を以ると又船火之心持
油取と油取せると是れ考へ名より是れ船
解進討之時船解王武道心少し有る
本号別宿を谷山浦より五日申勢を押さ
え船解を登るはとあるは船解
数年平治より武勇急く兵失く本弱

華繁あり事紙内く時表あり矢も
無きころこの事也 用ひて大平之時あり
也寸許大魔とく吳必大平あり時一日
責日中平成時と吳必大責源氏大平
あり大平氏大責大平氏大平あり大平氏
責大平氏大平氏の境より大平氏大平
大平氏大平

同上清遺刊より山名有之

同上意江戸清城水要害より付る事
將軍高城より居らるる大東大を押し之
為あり大東大を押し之方より向く要害と
あり大東大を押し之方より向く要害と
大東大の方より味方之地より義ありあり
其方より向く要害とあり大東大を押し之
大東大編
大東大編
大東大編

大猷既孫沛代也是立井 思知くも明を密に解
大猷既孫沛代也是立井 思知くも明を密に解
なく思知くも明を密に解 思知くも明を密に解
如形長崎洋内は是省唐船と云ふ
懐中之毒蛇を少くも油取の成河補こと
於と思知くも明を密に解 思知くも明を密に解
員も其一家之おられ之矣必押之義よく
すき八日申すを参たりし思知くも明を密に解
取守之是よりつて長崎の志書にハハすを

色く大切ありと 上極よも思知くも明を密に解
明る八日申すを参たりし思知くも明を密に解

又朝鮮の難儀如何と思知くも明を密に解

幕府 徳編

甲斐石野在藩の長崎年引の形
作符の時日申す之内よては 御高家御
之は他人と下を死ても是ハ由一分く解也
矣五ハ日申す之地一寸なりとも要しては

日本之船也名曰海軍大切之軍一成
隨分由所仕河津由也

同上

少一上少者若之若矣必和之軍操
事一何也之心をく多き如ふ小量之
可成如何とあるを以て之咽喉たる総序
相列之間あるを以て 弟三代之内何りと
亦定哉可有に少一とありにいと疑然

是よりあると云ふのたふさうせよ云

海選訓之如子法事大書集の一物を録
返一詳周一多ふよ少一と云は茲之を以て
心地す既し神云ふも亦若く冠者よとくも
星落阿てあるあとの 所深意を以て
考ふ是と云は若くして文武兼備之人若く
たうたふふ強ふ及猛將之一人よとくも
おかしきあるを以てよと再びし茲其の事

有る所を以て此者也之れを序録相列
海上樞要之地と雖も其志もあらず

所或は之は藤元は六月八月史くく
諸大名邸を列して毎年法長事なれ
右^所傳よ及ふ者不可有と述ば其志定む
及理とうかひは違たり史述も今の如く矣
船あり洋中より没し時々近港あり
漂ひある事探りし如河阿んま以實よ

漂流し多し紅毛船有る色もて密國
友よ也すも及はれを先ハ今の如く
阿らりしと名れは藤元傳の外は設
け無事を傳しまたる友ありといひ思其
傳を何れといふ別論事と傳よ及はれを
我ともわらふことよ阿らりし間もせし
是も是もあらず神をく信る者之は比論
傳よ中上るこふ及はれ年数傳事之を唐

和とのわが所ありて唐山より限りしは皆其
所は唐に實國を指してのわが事なりし
おん智る者ハ小量後通る心ハ思ふ所ハ
わが大術我大流を以て其年知る吳和をハ
立知よ亦碑一我得知の長流甲列流
あるその軍備は勝者不可有ありと歌を事
事をもせは外に其いしは彼文録相解之
軍之如く日本之人は猪者と心得り百一襲

其は其大解を以てし不且と顔ひは實よ
解申之故を言中之相言して時よ是也
事あり故を以て及我子絶して器械も
已ら委交場教物ありし者ありしと
其に實を以て其年を以て其を以て其
を以て我を以て其法大術を以て其軍
和之事を以て其配陣之事器械之上
よても實地を以て研究し其流之由

公と勅父祖之名をくごころにたむをさるる事
事一日も忘まらざらん一其の軍學と
くも皆今日之新物有て臣民の服従言
し阿るされを只統法をわつて用よいたる
さる也殆ど軍戦之事は爰物語の根より
今日親樂怠傲してわつて我威分と思は
さる事も不少根より成なりは藩翰之職を
何とりのいふん藩翰干城之名有ても若実
藩は如何せん上より一省の御心を事
好く教多し討敵代に経思の上より只我
覚悟を毎名とするを此位を有て皆我
身之上を罪あり早く其新よ心附て志を
可改也大苟何程備を我意解欠こと可
とて事法と思ふは彼に言書く此比喻よ
そむく志よして之根成藩翰之勤めいそ
君臣之報一我威よけりらん先我

新法より信一と事より私なく正意を以て改事を言新し古臣民服従する事あり是軍法の基本也其陣法器械より及之我新正一の事自ら著修し費は事もなく法有司も其分を体言由一と固用より是之若又大費有て固用不足ありは於節候を勢信義を厚して必用を可是之皆必心あり也 清代之法也

愚より少一の對する勤とも云ふ事也其を以ていふ事は我論す一ありは藩鎮とありて兵の事をも備す層わらざる事ありとも是を何とらいたん事と稱し何とんといふ事を得ん事の亦いふ事と成る不為能は彼之罪也然と思ひ見ると一と永く以て武威を養ふる建治に元兵も其りとのこと忠感能く有事の中も保有事あり

只に感泣の事色に文亦く以て原山に傳忠
をきりて事あると今よりく始むる英武不動
之を徹し事ありて未だを志す一世の中
何れも是を神とて如く成るを心志懼戒
情なき事ありて事ありて一も信元と世祖日
貴し一も事ありて事ありて一も事あり
名ありたるとの神位實に事感も信り有
事也事ありて万里之海上一帆に事あり

事あり として事ありて事ありて事ありて
覚悟の有無を示し一も事ありて事ありて事あり
の頂上あり一も事ありて事ありて事ありて事あり
忍入申也事ありて事ありて事ありて事ありて事あり
同治年事ありて事ありて事ありて事ありて事あり
事ありて事ありて事ありて事ありて事ありて事あり
事ありて事ありて事ありて事ありて事ありて事あり
事ありて事ありて事ありて事ありて事ありて事あり
事ありて事ありて事ありて事ありて事ありて事あり

國より矢よ其母にきてて事との御返り
其日日本武威成其之平於赤つてく事
あれはらの朝鮮之素弱其聲之世に似る
まききともしひかして其を守てり箭よと
布らあ者有同愛とも云つては保返り其
御書教之事を割管一多事忘る一其
事あり一其日本を人ハ使陸ある性多
其登ハ下町之者き山を子にたよとん

川崎之北口出る者稀あふ居し海を赤川
とや川ハ大川玉川と名きと思ふ事よ
思ふも其目先之事を勤らつて遠慮
を謀に及せしきをよらしき事と心持
風よあり形あり愈々陸に成行しこれ
歌ハしりも甲別流と組立とめし
事あり一と思ふ事も何ぞそよ我誠志
さる者其我知る事との信する根に成

形てを以て歌書よ臨する事あり
神云よも吳王の事とて言ふも御所
を大内今川そまると述べてせうあま
るよ一ツの阿や一も兼有文化と始
推其の遠傳よく口とや船發授せし時
耶下之人情大よ發動せしは己よ
を當る事わつと驚くす所福あり
能よさぬく浮説増長せしとなりし
道以

吳船相別と指場近く来り又も浦賀に
まし事なると阿まし人懐ありし
させる浮説もななく人情を靜あり又
後よあり何方此沖よ見えしは
有ても密事と能よ御所ありし
さ海風とありし耶下よ密事よ
さ家とて御所の浦くま道以人教を
事よて御密事を扱よハ冬と

人前よてハ語を傳ふ人情とあり一もいふ
しき事よて然り思ふ交りをおろす実り
把愛をいたくハ實情を奉よてハ後子
たる者た有る事成を求めたる事と
事を好む者と云も一概ハ云ふ事
把愛を信え有る事也大切と思ふ老父母
たと思ハ解の感思ありと云く解事
とい思ふ者一もたつる事過る不きよつじ

ても何れと云ん一何一もハ痛流初す
時ハ其氣をけハ嵐の氣をよき
ハ我思ふけは是人ハ其情也古ハ忠臣
孝子と云ハあると云ハ老父母といつ
をも心よきを者ハ何事もハ實情ハ
さる一もハ是をいりて請らん云
又後ハかに口外一てめハ事ハ由
所ハ云よくむハ事也如形流を

吾者の心中よりても思ふすは我の心を
とんぬりて冥りし事をおもひし何
そふ者哉多し一は君子を以て慕ふ
心有り國を患ふ情有るは心としくる
して只心中に清なるありとて思ひて我
一をそふしは所樂に屬す相慕ふ心
ありて誠なる高なる事ありて
志を運ぶ事也又 大君を討伐す

又と稱ふは如何なる事也蓋し
わつめたる事と下と事なる也
之後より一は修し樂しを以て飽食
暖衣嗜欲を適はざる事ありて
臣民之上を尊ぶ事ありて我
祖先何れかの齋ありと人よ言ふ
我修し振舞を以て奉公と云ふ
誠なるこの事と心得るは

其祖先之罪を悔むものハ、佛恩恵に對
何と云へけんか、家子有るこゝ人あむた
天罰を招て存く福祿事り、國新録に
ありても、能く悟身一祖先之罪を悔む
か、其如し思ふ血統之事を、心を用ひ
悟り成りて、天恩之惠を蒙りて、年々
有せん、去て泰平之、佛深恵あり、四之
相ハ折るも、大風あり、不吹肉を、

りに着て、建方あり、一て、心一、例あり
不為を、合殿玉堂、泰山之、安を、心より
殺樂す、また、く、の、後、名、あり、事、を、云、く、も
か、一、ぬ、如、形、の、心、よ、て、下、に、ハ、殺、傷、を、致、す
上を、致、不、殊、あり、と、報、し、む、る、ハ、被、合、ま、さ、る
不、我、す、る、知、よ、反、さ、る、上、よ、下、從、さ、る、なり
其、下、つ、る、者、も、上、よ、從、ひ、く、苟、且、よ、安、ん、
か、り、て、其、恩、報、國、之、志、あり、く、て、ハ、上、下、共、

神若し肖るに職を肖るて於茂長久
あるんと思ふにいらよそ也戦兢して
何れや——子よ於も亦亦の終上もよ
也——若し上も若くはとてあよの
我罪
度を増事を不思徒よ市構を交んの
心いらよそ也其國家の為と思ふ
國家の爲ふ成るを知りて我身は爲と思ふ
り我身は爲不成事を不知あつる心よて

神云といりよもり若志感事も心よハ職を
間交やあらんぬ又よ——也こよるは如き
不り見と兼有た必そ——るはは只
我身は顧て情——と眞実よ 上を大切よ
車路亦車公精勤——家事を志と政事を
正——第一華英成事を志と民を
子中ある事一解のひぬも忘れ必迫國
窮えらちよても武志徳業と具一ツも

送王旦藩海の職分を勤道具と心を
する我輩の尚道の誓也阿しく心泊る隣
之焼るも油取する松よ成りて
神意よ背らん事必せり毎今是よ記法
公精勤といふ翔を登城を勤る事
なく業勤交代之形を延綿不為こと
云よ阿しく是亦一家臣たる者ハ智恵と
勤る事よて清年公といつて内と云ふハ

阿しく阿しく心泊るハ史と云ふ
志を松よ成てハ信と云著るも松よ成ら
無事ありて一兵萬実よ忠を心泊初の
云わく政道を正しく臣民を格育一義
の道を厚心掛て所為を心とするを精
勤といふ也我輩智恵よ精一して阿わと信よ
阿しく一て建儀不盡と論を云ハ實よ育
云よ一て返る所為不成り也然る情思よ一

相大名毎患智有も思成も大凡一般と患
一有いつち何そとあるハ懐心也我侯も若懐心
より出る之知時を家来あるんそのそ也一たて
を道理といひて所使するがる我討國よ
増不無招と夢習したるハ百人も知時之内
悪友友もあました自質力豪雄と招と思ひ
藝事を成すも皆極技也一招と思ひ我
招とそあまこと思ひより是ハ懐心也

皆我侯を能事と思ふ招成行て是懐
心つくを大名彼身と才一審とをを下に
受と云へ一東夷情押と 神意長壽を以て
命せらまし一海控ちと實よと下と下
をる 海心谷出とる 海代とる
上意只く事忠感と云も忍入とる事也
胸の弱みきに何とり能又らひつゝ思ひ
踰等と罪よも云へくしとる

1820

1820

子孫に教誨するの事

